

総務常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和6年7月8日(月) 第3委員会室
2. 出 席 委 員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠 席 委 員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説 明 員 なし
6. 傍 聴 者 2名(うち議員1名)
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 その他

午前9時56分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を始めたいと思います。

- 1 所管事務調査について
- 2 その他

○桂藤和夫委員長 きょうの協議事項は所管事務調査についてということで、庄原市特定事業主行動計画の進捗状況についてですけれども、これはずっと議論しておりますので、特段これといった議論の方向はありません。事務局で、庄原市不当要求行為等対策に関する規則というのを用意してもらっています。これは局長が説明されますか。それとも参考資料で持っておけばいいのでしょうか。局長。

○山根啓荘議会事務局長 特定事業主行動計画の進捗状況についてということで、前回の総務常任委員会で福山議員から、所管事務調査については正副委員長である程度まとめられたほうがよいのではないかという話がありました。本来でしたら、こういった機会に徐々に報告書を説明してもらえばよかったのですが、それができていないということで、まとめについては、まだ素案をお見せできない状況です。そういった中で、特定事業主行動計画に絡んで、ハラスメント対策をしないと時間外が減らないのではないかという御意見が前回出ていました。現在庄原市でどうなっているのかというところで、庄原市の不当要求行為等対策に関する規則があり、こういったものを規則で定めて取り組んでいることを知っていただきたいということで、情報提供をしました。1条では目的、これは庄原市の事務事業に係る不当な要求行為又は職員に対する暴力的行為への対策に関し、必要な事項を定めることにより、公務の円滑かつ適正な執行及び職員の安全を確保することを目的とすると。2条では不当要求行為とは、という定義が詳しく書いてあります。そして、3条では職員の責務が書いてあり、そういう行為があった場合は報告をしなければならないと書いてあります。報告あったときは、第4条で、不当要求行為等の対策会議の設置というのがあります。それから第5条では、対策会議の所掌事務というのがあり、第6条では対策会議の組織ということで、1番最後の別表へ対策会議の組織が整理してあります。それ以降は、職務とか会議の開催、それから行為者への警告、対策責任者、こういった

ものが定めてあることを御承知いただけたらと思い、情報提供をしました。説明は以上です。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 警察のOBの人が配置されていることと、庄原市不当要求行為等対策に関する規則は関連があるのですか。つまり、あそこへ配置されている人は、この規則に基づいて配置されているのか、あるいは全く別の任務配置をして、規程で任務の内容も明記してあるのか。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 そこはよく確認してみる必要があるのですが、基本的には別の話ではないかと思います。

○福山権二委員 別の話ではないかというのは、今のところわからないということですか。この庄原市不当要求行為等対策に関する規則は、庄原市の組織の中で全課に周知され、課長は十分認識していますか。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 それは認識しております。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 課長が認識しているということは、職員もよく周知しているということですか。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 職員も認識していると思います。どの程度の認識かは、それぞれ違うとは思いますが、こういう規則に基づいて公表されておりますので、基本的には認識しておかないといけないものだと思っております。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 これがあると、例えば市民課の窓口で、非常勤職員とか会計年度任用職員とか、まだ業務を余り多くしていない職員が、市民から不当に抗議されたり、事務手続についていろんな抗議を受けたりする際に、その課長や職員が見て見ぬふりをすることはあり得ないということですよね。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 個別の案件がどういう状況になっているのか、私にはわからないところがあるのですが、一定程度、職員の中で対応できるところまではするのだと思うのですよ。どういう状況かという把握にも時間がかかるでしょうから。そこがどの程度でどうなるかというのは、個々のケースによっても違うので、一律的にこうなったら、ここまでは係長、ここまでは課長とか、そういったところまではわかりかねます。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 非常に関心があるので、恐らくどこもつくっているだろうと思っていろいろ聞いてみると、大体こういうことについてはどこもつくっている。行政としてうちだけではない。総務省主導かどうかはわからないけれども、こういうトラブルが非常に多いので、そういうのをされているというのは聞いたことがある。庄原市議会の議員も、これがあることを知らないぐらいですから、今の庄原市の中で、例えば市民課の窓口でトラブルが起こると、その対応を見ていた課長がいろんなサインをして変わろうと。職員がこれは係長か課長に応援を求めたいというときには一定のサインをするようにして対応するとなっていると。それが全課的に認識されているかどうかは…。これは大変力強いことなのかもしれませんが、今の状況下で庄原市の両副市長以下、最高のメンバーが集まって対策されて

いるが、これが本当に全課で、庄原市の市長も含めて作動しているのかどうかについては、なかなか難しいのではないかという気がする。作動していたら別に問題ないのだけれども、市民が来てあまりにひどいことを言うから、見ていた市民が、あんたおかしかろうかと言うこともあったと聞いている。これがあるのはいいのだけれども、実際に作動しているのかと思って。例えば、議会事務局の職員もこれは全部知っているのか。特定事業主行動計画のことを議論するときに、こんなのがありますというのはいいいのだけれども、実際に作動しているかどうか。もし局長が、議会事務局はみんな知っているし作動していると言われるならそれでいいのですよ。議会事務局は余人が来ないけれども。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 事務局ではわからないと思いますが、規則の改正が1年、2年ごとにずっとされています。何でこれだけの改正が必要だったのか。規則でこんなに改正されるのは珍しいのではないかと思う。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 詳しくはわかりませんが、組織の改正等があれば、その都度、変更があったものもあるのではないかと思います。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 定期的に対策会議が開かれているのだろうけれども、議事録はあるのですか。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 承知しておりません。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 不当要求行為等に対する規則は、電話による抗議などについても関係するのか。読んでみると、余り電話のことを書いていない。若い人が市役所をやめる理由の一つに、苦情とか、電話で言われるのがもう嫌だと。やってられないみたいなことも聞いたことがあるので。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 電話関係も対応になると私は理解しています。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 職員の中で、そういう電話による不当要求とか嫌がらせとか、厳しい対応があるかどうかという調査は定期的にされているのか。この規約で対策もきちんとしているということなのですかね。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 3条にもありますとおり、職員は報告しなければならないとなっておりますので、どうしても報告しておかないといけないという場合は、報告されると理解しております。

○桂藤和夫委員長 きょうは正副委員長のまとめでできていないので、余り議論することがなく本当に申し訳ないと思います。正副委員長がまとめたものを見ていただくところからスタートしないといけないのかなと思っているのですけれども、ほかに皆さんから御意見があれば承っておきたいと思います。何もなければそういう形で今後進めてまいります。

○坂本義明委員 これを本当に確認したいと思うと、やはり総務課に来てもらって説明してもらわないとできないのではないかと思います。例えば、市民課に警察官のOBがいるけれども、ほかのところには対応しないのかと。ほかのところは警察に言うのか。そこだけしかしていないのかというのは疑問に

思いました。そのあたりを聞くとか、それからもう一つ、最近疑問に思うことが、車の事故とかで個人情報ということで名前が出なくなりました。昔は出していたのに、何で出さなくなったのか。同じところが案件を起こしているのだが、個人の名前が出なくなったというのを聞く必要があると思う。理由はあるのだろうけれども、何でそうなったのか聞かないといけないと思う。内容を聞いていても、またその人かというのはわかる。それを隠す必要はないのではないかと思います。極端な話は、言いがかりみたいな格好になってきている。そのあたりも踏まえて聞く必要があるのではないかと思います。皆さんが何とも思われていなければそれでいいのだろうけれども、少しおかしいと思います。その2点、皆さんどう思っているのか。

○福山権二委員 特定事業主行動計画の進捗状況と絡めて議論してもいいのか。この間も教育委員会の人が逮捕された。誰かと聞いたのだけれども、それは答えられない。誰が答える権限を持っているのかはわからないけれども、答えられない。その件で言うと、逮捕されたのだから相当の背景があるのだろう。個人のプライバシーもあるし、捜査段階なので、庄原市の職員が逮捕されたという事実があっても、それがどういう背景でどうあったかというのが確定しないと職員の名前は出せない。本人のプライバシーを守るためにと言われたら、それもそうだろう。庁舎内はみんな知っているのだろうけれども、それは言えない。どういう規定があって、誰が言ってもいい、言ってはいけないという権限は誰にあるのかと言えば、それは特に決まったものはない。言ってみれば社会常識の範疇で、個人のプライバシーを守らないといけない。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 あえて言わせてもらおうと、市内を歩いていると聞かれる。誰かと聞かれて、知らないと言えないのだけれども、やはり議員はいろんな面でわからないことを聞かれる。僕はその話をしていたのではない。車での事件をいつも起こす人の話をしている。市の職員は特別待遇なのだろうと思う。事件を起こしても、刑が決まるまで辞めなくてもいいし。だから、名前もはっきり出ない。民間の人なら全部名前が出る。そのあたりはオブラートにしてもらっているから、いい職業だなと思う。立場が全然違う。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 先ほど坂本議員が言われた条例の関係については、数年前から個人情報の関係があり、個人情報は載せていないというのが実情です。ですから、特定事業主行動計画とは別のものです。条例改正については、個人情報に係る部分は黒塗りをしているという状況です。先ほど言われた不祥事の関係なのですから、逮捕だけでは、起訴とかそういう形でまだ決まっておらず、警察の捜査中という段階でしたので、個人情報が出ていないということは御理解をいただきたいと思います。そういう扱いで、全庁的に取り扱っているという状況です。ですから、議員の皆様も聞かれると思うのですが、それはここまでしか情報が出ていませんということで対応をお願いしたいと思います。

○桂藤和夫委員長 それではほかに議論がないようであれば、集まっていたで大変恐縮なのですが、本日の総務常任委員会をこれで散会したいと思います。

午前10時18分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委 員 長